

# 2018 暮らしのサポーター通信

## 気を付けましょう～相談事例から～

困ったとき、心配になったときは  
消費者ホットライン  
188「いやや」にお電話を！  
最寄りの消費生活センターにご案内します。



くらサポ川柳

私だけ  
特別だとは  
思わぬこと！



「消費者教育推進大使」  
すだちくん

前号に続きインターネット関連のトラブルをご紹介します。

### 【事例1 商品が届かない】

インターネット通販でバッグを注文し、銀行から現金振り込みで支払った。それから2週間たっても商品が届かず、業者のホームページが消えている。だまされたようだ。

### 【注意点】

●悪質な手口には次のような特徴があります。  
1 支払方法が現金振り込みやコンビニ払いに限定されていて、クレジット払いや代金引換等を含めた複数の支払い方法から選択できるようになっていない。



消費者庁イラスト集より

2 振込先の名義人が企業名ではなく、個人名になっている。  
3 外国の業者である。  
4 本物の業者ホームページをコピーした偽ホームページである。  
●通信販売はクーリング・オフができません。商品を申し込む(契約する)前に、上記の点のほか、返品できるかどうか、できる場合はその方法、また定期購入が条件になっていないかなど、よく確かめましょう。

### 【事例2 フィッシングメール】

IT業者のサポートセンターからメールが届き、「あなたのパソコンのIDが盗まれた。調べてみるので、ここにIDを入力するように」となっている。外国の国名が書かれていることもあり不審だ。

### 【注意点】

●これは、個人のIDを釣り上げて盗もうとする詐欺メール(フィッシングメール)です。他にも例えば、「あなたは宝くじ100万円に当選した。現金を送付するので振込先の口座を教えてください。」など、何かを理由に、住所、氏名、電話番号等個人情報を盗もうとするものがあります。メールではなく電話がかかってくる場合もあります。個人情報を聞き出そうとする行為は詐欺と思しましょう。

# 知っておきたい！ クーリング・オフ (国民生活センター)

クーリング・オフとは、頭を冷やして冷静になる機会を消費者に与えるもので、一定期間内であれば、無条件で契約を解消できる制度です。

## クーリング・オフができる取引と期間

期間とは契約書の書面を受け取ってからの期間です。

訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス含む	8日間
電話勧誘販売	電話をかけさせられた場合も含む	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス 美容医療* *脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法、ネットワークビジネス	20日間
業務提供誘因販売取引	内職商法、モニター商法など	20日間
訪問購入	貴金属などを業者が買い取る取引	8日間

## クーリング・オフ手続きの方法

契約相手の業者に必ず書面で通知します。

1. 記入例を参考にはがきを書いて両面をコピーします
2. 特定記録郵便または簡易書留で送ります
3. はがきのコピーと郵便局で受け取った受領証と一緒に保管



消費者庁イラスト集より

はがき(おもて)	はがき(うら)
切手	次の契約を解除します
相手住所	契約年月日 ○年○月○日
株式会社×××× 代表者 様	商品名 ○○○○
	契約金額 ○○○○円
	販売会社 株式会社××× △△営業所
	担当者□□□□
	支払った金額○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。
	○年○月○日
	○○県○○市○○町○○番地
	氏名 ○○○○

- クーリング・オフすることを電話でも伝え、全額返金と商品引取を訴えましょう。
  - クレジット決済の場合はクレジット会社にも通知しましょう。
  - 関係書類は5年間保管。
  - 期間が過ぎてもクーリング・オフできる場合があります。
- お近くの消費生活センターにクーリング・オフにご相談ください。



消費者庁イラスト集より

## お知らせコーナー

### ◆消費生活相談員養成講座◆

消費生活相談員、消費生活アドバイザー両資格取得のための講座を実施します。  
この機会に挑戦してみませんか。

#### ■ 日程（都合により変更することがあります）

5/20 (日) 午後	6/2 (土) 1日	6/10 (日) 午後	6/17 (日) 1日	6/24 (日) 1日	7/8 (日) 1日	7/15 (日) 1日	7/22 (日) 1日	7/29 (日) 1日	8/26 (日) 1日	9/9 (日) 1日	9/16 (日) 午後	10/28 (日) 午前	10/28 (日) 午後
-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	--------------------	--------------------

- **場所** 徳島県鳴門合同庁舎 大会議室 鳴門市撫養町立岩字七枚12
- **講師** 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）が派遣する講師
- **受講対象者** 相談業務に従事している（しようとしている）方、消費者行政に関心のある方
- **募集人員** 100名程度、応募者多数の場合は抽選
- **受講料** 無料
- **申込方法** 住所、氏名、性別、年齢、電話番号、メールアドレス（あれば）と、相談員養成講座申込の旨をFAX・メール・郵送・持参で5月11日（金）までにお申し込みください。
- **申込み先** 徳島県消費者情報センター  
〒770-0851 徳島市徳島町城内2-1 とくぎんトモニプラザ5階  
TEL088-623-0612 FAX088-623-0174  
e-mail t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp



消費者庁イラスト集より

### ◆消費者大学校学生募集◆

消費者大学校では、自身の問題対処能力を開発し、将来は地域の消費者リーダーとなる人材の養成を目指しています。あなたも消費者大学校で学びませんか。

- **開講日** 6月16日(土)～8月4日(土)までの毎週土曜日 計8回
- **場所** とくぎんトモニプラザ(徳島県青少年センター)徳島市徳島町城内2-1
- **応募資格**
  - 1 県内に在住する満18歳以上の男女で継続して全講座を受講できる方
  - 2 消費者問題や消費者活動に関する学習意欲がある方
  - 3 卒業後は、地域の消費者活動のリーダーとなる意志がある方
- **応募期間** 5月1日～5月31日
- **定員** 60人程度(先着順)
- **諸費用** 入学金、授業料は無料。テキスト代実費1500円が必要
- **申込方法** 所定の用紙に必要事項を記入し、82円切手を貼った返信用封筒を添えてお申し込みください
- **申込み先** 徳島県消費者協会  
〒770-0851 徳島市徳島町城内2-1 とくぎんトモニプラザ5階  
TEL088-625-8285 FAX088-625-8312  
メール nposhouhi@eagle.ocn.ne.jp



消費者庁イラスト集より

## ◆くらしのコラム◆

## こどもの日～法規の通り～

その昔、教師であった私は家庭への連絡に、こども、子ども、子供の使い分けや区別を考えたことはなかった。祝日を「子供の日」、家族サービスは「こどもの日」でも全く問題にしなかった。

簡単な内職、校正の仕事などというチラシを見ることがある。これは簡単ではなく、子どもとこどもの使い分けが出来なければ仕事は来ない。官庁の仕事なら、祝日の日を「子供の日」とすれば、叱られる。

祝日法では「こどもの日」であり、家庭サービスデーなどの表現は、どのように書いても許される。よく知られている「建国記念の日」を間違えて「建国記念日」と表記すれば、お役所なら大目玉、始末書かも。

行政の人は、仕事とは言え気を使い良く知っているのに驚く。



くらしのサポーター 三原茂雄

## ◆絵手紙◆



くらしのサポーター 福谷洋介

## ◆編集担当のひとりごと◆

相変わらず慌ただしい毎日を送っています。  
ゴールデンウィークの大型連休は自分なりの過ごし方で気分をリフレッシュさせたいと思います。

くらしのサポーター担当 中野

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】

5月からリニューアルしました。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>